

健康保険

高額療養費の
計算問題を極める!

高額療養費の複雑な計算まで対応できるようになる
ための計算問題トレーニング!

社労士試験アドバイザー
山田 あけみ

健康保険法の高額療養費の計算問題は、社労士試験でよく出題されています。計算問題というだけで戸惑ってしまう方も多いかもかもしれません。しかし、定期的に出題される分野だからこそ、きちんと対策して得点できるようにしておきたいところです。

そこで今回は、高額療養費の計算問題に特化し、解き方をドリル形式で徹底的に鍛える特集を用意しました。

実際の試験では、計算問題はいったん後回しにして、先に解ける問題を解いていきましょう。一通り解き終わった後、計算問題をまとめて解く…という方法が効率よく進められるでしょう。計算は淡々とルールに沿って計算していただけなので、頭を切り替えて進めたほうが効率的なのです。

まずは高額療養費について復習をします。その後、パターン別に世帯合算する高額療養費の計算問題をみていきます。①70歳未満、②70歳以上、③70歳未満と70歳以上がいる世帯の3パターンの計算手順を確認していきましょう。

ポイント解説

被保険者が、同一月内に療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給を受けた際に支払った一部負担金または基本利用料、被扶養者が家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給を受けた際に支払った自己負担額または基本利用料が、著しく高額になったとき、高額療養費が支給されます。

注：食事療養標準負担額や生活療養標準負担額、保険外の医療費については、高額療養費の対象となりません。

$$\text{高額療養費の支給額} = \text{一部負担金等の額} - \text{高額療養費算定基準額}$$

ここで、高額療養費算定基準額を確認しておきましょう。

【70歳未満の高額療養費算定基準額】

| 所得区分 | 高額療養費算定基準額 |
|--------------------|---|
| 標準報酬月額83万円以上 | 252,600円 + (総医療費 ^{※1} - 842,000円) × 1% |
| 標準報酬月額53万円以上83万円未満 | 167,400円 + (総医療費 ^{※2} - 558,000円) × 1% |
| 標準報酬月額28万円以上53万円未満 | 80,100円 + (総医療費 ^{※3} - 267,000円) × 1% |
| 標準報酬月額28万円未満 | 57,600円 |
| 市町村民税非課税者等 | 35,400円 |

【70歳以上の高額療養費算定基準額】

| 所得区分 | | 高額療養費算定基準額 | |
|---------------------|--------------------|---|-------------|
| | | 外来（個人単位） | 外来・入院（世帯合算） |
| 一定 以上 所得 者 | 標準報酬月額83万円以上 | 252,600円 + (総医療費 ^{※1} - 842,000円) × 1% | |
| | 標準報酬月額53万円以上83万円未満 | 167,400円 + (総医療費 ^{※2} - 558,000円) × 1% | |
| | 標準報酬月額28万円以上53万円未満 | 80,100円 + (総医療費 ^{※3} - 267,000円) × 1% | |
| 一般所得者 | | 18,000円 (年間上限144,000円) | 57,600円 |
| 低所得者Ⅱ（市町村民税非課税者等） | | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ（判定基準所得がない者） | | | 15,000円 |

※1 総医療費が842,000円に満たないときは、842,000円とする。

※2 総医療費が558,000円に満たないときは、558,000円とする。

※3 総医療費が267,000円に満たないときは、267,000円とする。

Point.

- ・被扶養者の場合、所得区分は被保険者の標準報酬月額で当てはめます*。
 ※70歳以上の被扶養者について、被保険者が70歳未満の場合は「一般所得者」の高額療養費算定基準額を適用します。70歳以上で一定以上所得者の被保険者の被扶養者については、一定以上所得者にかかる高額療養費算定基準額を適用します。
- ・問題文では一部負担金の額が書かれている場合と、総医療費の額が書かれている場合があります。高額療養費の計算において総医療費が必要な場合で、一部負担金しか書かれていない場合は、例えば3割負担の場合は「一部負担金 ÷ 0.3」で計算します。

参考：一部負担金の自己負担割合

| 年齢 | 一部負担金の自己負担割合 |
|---------------|----------------|
| 6歳（義務教育就学前）未満 | 2割 |
| 70歳未満 | 3割 |
| 70歳以上75歳未満 | 2割（現役並み所得者は3割） |

注）現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上のものをいう。